

第4章 県内で大規模災害が発生した場合

1 公衆衛生活動の役割分担

県災害対策本部においては、福祉保健部（福祉保健課、障がい福祉課、長寿社会課、健康政策課、医療政策課、医療指導課）及び生活環境部（環境立県推進課、水・大気環境課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課）が、県災害対策本部地方支部においては総合事務所福祉保健局・生活環境局（東部圏域においては東部福祉保健事務所・東部生活環境事務所）（以下、この章において「総合事務所福祉保健局等」という。）が実務的には対応することとなり、市町村災害対策本部（被災市町村）での担当部署を含めた役割分担を表31に示す。

表31 公衆衛生活動に係る主な役割分担

県災害対策本部	(福祉保健課)	県医療救護対策本部と連携
	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況等の情報収集、分析、国への情報提供 被災市町村、県災害対策本部地方支部（総合事務所福祉保健局等）への支援 災害時公衆衛生活動マニュアルに沿った活動の実施 厚生労働省との調整、県内市町村・他都道府県への派遣要請及び調整（県内市町村への保健師の派遣要請及び調整は、医療政策課が所管） 公衆衛生活動に伴う予算措置 県災害対策本部（危機管理局）への報告・調整、他部局との連絡・調整 	
	(医療政策課)	
	<ul style="list-style-type: none"> 災害時公衆衛生活動マニュアルに沿った活動の実施 公衆衛生活動状況の把握と終了時期の検討等 情報管理 活動様式の確認・準備、現地との情報確認・報告・助言、全体情報の整理、公衆衛生活動全体の調整、各会議・機関への情報開示 被災地域における保健師等の確保と体制づくり 人員配置調整、派遣等保健師へのオリエンテーション資料作成、他課との連携・調整、保健師等動員計画の作成 職員の健康管理 健康課題の分析と公衆衛生活動計画の策定 必要物品等の整備 	
	(健康政策課)	
	<ul style="list-style-type: none"> 感染症患者等への医療提供、患者等の移送体制の検討、実施 防疫活動に関する職員の配置、動員計画の策定及び要請 防疫資材に関する広域的支援の要請 	
	(医療指導課)	
	<ul style="list-style-type: none"> 毒物劇物製造施設の被災状況の把握及び飛散流出防止措置の実施 医薬品、緊急用血液等の輸送・仕分け管理体制の検討、指示 医薬品、血液等の需要状況の把握及び広域的支援の検討 	
	(障がい福祉課)	
<ul style="list-style-type: none"> 災害精神保健医療情報システム（DMHISS）による情報管理、報告 精神科医療機関、精神障がい者の被災状況の情報収集 精神保健医療課題の分析 こころのケアチーム等の派遣調整 		
(長寿社会課)		
<ul style="list-style-type: none"> 介護職員等の派遣依頼 		
(環境立県推進課)		
<ul style="list-style-type: none"> 県公衆衛生スタッフの派遣要請・調整 部内及び県災害対策本部（危機管理局）との連絡調整、他部局との調整 		
(水・大気環境課)		
<ul style="list-style-type: none"> 公衆衛生に不可欠な上下水道施設の被災復旧状況の把握 応急給水について関係機関（日本水道協会鳥取県支部など）と連携した支援 仮設トイレについて関係機関（市町村、危機管理局）と連携した支援 		

	<p>(循環型社会推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の全体調整、広域的支援の検討 <p>(くらしの安心推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生班の編成及び派遣の要請 ・生活関連物資の調達(携帯トイレ、飲料水(ボトルウォーターのみ)を含む) ・動物愛護管理班の編成及び派遣の要請 ・火葬場施設の被害状況の把握及び火葬に関する広域的支援の検討・要請 	
<p>県災害対策本部 地方支部 (総合事務所福祉保健局等)</p> <p>※被災地以外の総合事務所福祉保健局等は、県災害対策本部(福祉保健課・医療政策課・環境立県推進課)からの指示により、被災市町村を管轄する総合事務所福祉保健局等、被災市町村の応援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況等の情報収集、分析、県災害対策本部及び管内関係機関への情報提供 ・県災害対策本部地方支部(総合事務所福祉保健局等)活動に必要な援助の要請 ・被災市町村の公衆衛生活動への支援 ・災害時公衆衛生活動マニュアルに沿った公衆衛生活動の実施 応急救護、防疫活動、被災者への公衆衛生活動の実施、要配慮者の安否・健康状態の確認、県災害対策本部(福祉保健課等)との連携等 ・現地での応援・派遣公衆衛生スタッフの活動調整、体制整備 避難所等への配置、オリエンテーション等の実施 ・被災市町村及び関係機関との連携・会議 ※長期化する場合は、派遣元を含めた連絡会議を開催 ・被災市町村、総合事務所福祉保健局等などの職員の健康管理支援 ・市町村公衆衛生活動計画の策定・評価への助言 ・災害時公衆衛生活動のとりまとめ・評価 ・水道給水再開前の水質検査指導 	<p>県医療救護対策支部と連携</p>
<p>市町村災害対策本部 (被災市町村)</p> <p>※被災地以外の市町村は、県災害対策本部(福祉保健課・医療政策課)からの要請により被災市町村の応援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況等の情報収集、分析、県災害対策本部地方支部(総合事務所福祉保健局等)・関係機関等への情報提供 ・公衆衛生活動方針の決定・体制整備、県への必要な援助の要請 ・公衆衛生活動の実施 応急救護、防疫活動、被災者への公衆衛生活動の実施、要配慮者の安否・健康状態の確認等 ・応援・派遣公衆衛生スタッフと協働した公衆衛生活動の実施 ・通常業務再開への調整(見極め) ・公衆衛生活動計画の策定・評価 	

II 公衆衛生スタッフの要請及び派遣

1 要請及び派遣に関する考え方

市町村災害対策本部は、被災市町村の公衆衛生スタッフのみでは災害時公衆衛生活動が展開できないと判断した場合は、早急に応援・派遣公衆衛生スタッフ(注)の要請を県災害対策本部地方支部(総合事務所福祉保健局等)経由で、県災害対策本部(医療政策課)に行う。なお、災害発生により市町村において判断できない場合は、県災害対策本部地方支部(総合事務所福祉保健局等)の判断により応援・派遣要請を行う。

県災害対策本部(福祉保健課・医療政策課・環境立県推進課)は、県及び県内市町村の公衆衛生スタッフを中心に、必要に応じて保健・医療・福祉の各種専門職能団体等との連携のもとに応援体制を整備するが、大規模災害のため、県内公衆衛生スタッフの相互支援体制で対応できないと判断した場合は、中国・四国ブロック各県から全国へ派遣要請を拡大していく。(図6)

県内市町村からの公衆衛生スタッフの派遣については、県災害対策本部(医療政策課)が、県内全市町村による「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき調整を行う。

(注) 応援公衆衛生スタッフ：県及び県内市町村からの派遣されるスタッフ
派遣公衆衛生スタッフ：県外からの派遣されるスタッフ

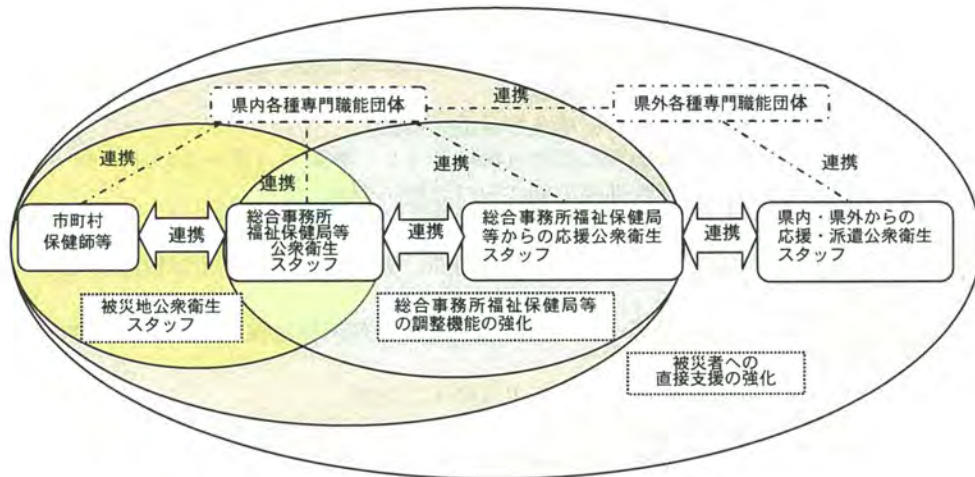


図6 応援・派遣公衆衛生スタッフを活用した被災地の活動体制

2 公衆衛生スタッフの要請及び派遣に係る主な役割分担

応援・派遣公衆衛生スタッフの要請及び派遣に係る役割分担を表32に示す。

表32 要請及び派遣に関する主な役割分担

機関	役割
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 派遣要請の範囲・規模についての助言 県からの依頼に基づき派遣元への照会・派遣調整協力 情報収集及び情報提供 専門的助言及び調整のための職員の派遣
県災害対策本部 (福祉保健課)	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省との協議・派遣照会の依頼 派遣元自治体との連絡調整、必要に応じ各種専門職能団体との連携
(医療政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 被災先の被災状況、活動内容等派遣に際しての依頼事項 公衆衛生スタッフの派遣要請を検討・決定(必要なマンパワーの算定) 公衆衛生スタッフ動員計画の作成及びフェイズの変化に伴う変更 応援・派遣公衆衛生スタッフ活動終了の検討・決定
県災害対策本部 地方支部 (総合事務所福祉保健局等)	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村に対し、公衆衛生スタッフの派遣要請に関する助言 県災害対策本部(医療政策課)へ公衆衛生スタッフ動員計画立案に必要な情報提供 被災状況、マンパワーの状況、初期活動状況、健康支援ニーズの実態、被災市町村の活動方針や意向 現地での応援・派遣公衆衛生スタッフの活動の調整、活動体制の整備 避難所・地区活動等への配置、応援・派遣公衆衛生スタッフの連絡・調整窓口に係る体制整備、公衆衛生活動に係るオリエンテーションの実施、ミーティング等による情報共有と検討事項の協議、報告のとりまとめ、フェイズの推移に伴う業務の整理、交代・引継ぎの調整、関係者・関係機関との連携、災害時公衆衛生活動(中間)報告会の開催、被災自治体等職員の健康管理及び健康相談の実施体制の整備
市町村災害対策本部 (被災市町村)	<ul style="list-style-type: none"> 県災害対策本部地方支部(総合事務所福祉保健局等)への公衆衛生スタッフの応援・派遣要請 被災市町村単独では判断が困難な場合は、早急に県災害対策本部地方支部(総合事務所福祉保健局等)に協力を依頼する。 応援・派遣公衆衛生スタッフの業務に必要な情報の提供 応援・派遣公衆衛生スタッフでは対応できない地域住民や関係機関等への個別対応や調整業務

3 応援・派遣公衆衛生スタッフの必要人数及び公衆衛生スタッフ動員計画

被災市町村等からの要請に基づき、応援・派遣要請判断に必要な情報(表33)、保健師の応援・派遣に係る人数算定基準(表34)を参考に、表35に示す内容について留意し、保健師を中心とした公衆衛生スタッフ動員計画を作成する。

応援・派遣の終了時期については、厚生労働省・県・被災市町村で表36に示す災害状況等を検討し、総合的に判断する。

表 33 応援・派遣要請判断に必要な情報

項目	必要な情報
被災地の 被害状況や規模	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況（死者、負傷者、被害家屋等）の把握 避難所、救護所等の設置数及び状況、避難者数（市町村別指定避難所一覧、各避難者収容可能数の事前把握） 電気、水道、ガス、道路、交通状況等ライフラインの稼働状況 医療機関、保健・福祉等在宅ケアに関連するケアシステムの稼働状況 被災地の保健所、市町村における公衆衛生スタッフの稼働状況（職員の被災状況・出勤状況、経験年数、職位等） 平常業務の継続実施の必要性（今後の見込み）
住民の避難状況	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における避難状況の実態 車中泊、自宅待機者等の状況 要配慮者、健康上の問題がある者の把握
被災地の 健康ニーズや 支援方法	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村における対策や方針 応援・派遣公衆衛生スタッフに期待する役割及び必要となる公衆衛生スタッフの業務量 具体的業務内容や体制（24時間体制の必要性の有無と見込み等） 二次的な健康被害等の予防 健康福祉ニーズ調査（広域的なローラー作戦）等の必要性
地域性の考慮	<ul style="list-style-type: none"> 地域の世帯（集落）分布、地形、気象条件等 住民気質等 健康に影響を及ぼす可能性のある施設の被害状況

表 34 保健師の応援・派遣に係る人数算定基準

時期	算定基準の目安	算定基準
被災直後	被災状況 避難所支援活動 ○避難所数 ○避難者数等	<ul style="list-style-type: none"> 避難所 1 か所あたり（避難者 1,000 名以上）保健師 2 名とする。 避難所 1 か所あたり避難者数が 1,000 名以下の場合は、500 名規模の避難所であれば、2 か所に対して 2 名とする。 24 時間体制の必要がある場合は、2 チーム交代体制を整備する。 被災状況やフェイズに応じて算定する。
発災後 2 週間以降	地区活動 ○地区単位 ○世帯数等	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問等個性性の高い活動を行う場合は、15～20 世帯/1 日/保健師 1 名とする。（地域特性により差は生じる。）
概ね 1 か月以降	中長期的活動 ○仮設住宅等	<ul style="list-style-type: none"> 被災地域の生活習慣等をよく知る被災地近隣の者や、被災地管轄総合事務所福祉保健局（東部圏域においては東部福祉保健事務所）等への勤務経験者を確保する。 仮設住宅の入居者への健康相談や家庭訪問等の個別ケア及びコミュニティ支援の役割を想定して中長期的の派遣者数を算定する。

表 35 フェイズごとの公衆衛生スタッフ動員計画作成の留意点

フェイズ 0～1 （被災～72 時間以内）	派遣等投入の判断	<ul style="list-style-type: none"> 総合的に派遣要請判断を行い、予測される活動内容や活動期間を整理し、初期活動計画を立案する。
フェイズ 2 （4 日～1、2 週間）	活動期・生活の安定 へ向けて初期計画の 見直し	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村の災害対策全体の情報を捉え、今後予想される公衆衛生活動や必要なマンパワーを考慮して初期計画の修正を行う。
フェイズ 3 （1、2 週間～1、2 か月）	中長期的計画立案	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における被災者の状況把握や、必要な体制整備にある程度の目途が立ち、支援も地域全体の活動へと広がる時期である。 被災後の推移と、今後の被災地活動の動向等をあわせ総合的な判断及び予測のもとに中長期的な活動計画を立案する。
フェイズ 4 （1、2 か月以降）	復興期に向けて	<ul style="list-style-type: none"> 通常業務の再開や仮設住宅への入居等で、公衆衛生活動の拠点となる場が変化する。 支援活動は、被災市町村・県が主体的に対応し、応援・派遣公衆衛生スタッフからスムーズに被災地の公衆衛生スタッフに引き継がれるようにする。

表 36 応援・派遣終了判断のポイント

(1) 被災者の生活の安定化への見通しが立つ	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの復旧、避難所数・規模の縮小・閉鎖、被災による健康課題等の減少 ・被災者に対する継続的な支援について外部からの派遣者を得なくても被災市町村及び被災地総合事務所福祉保健局等の公衆衛生スタッフによって十分対応可能
(2) 医療を含む在宅ケアシステムの再開	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地での診療施設等の業務再開状況、救護所の閉鎖、保健・福祉サービスの復旧・平常化
(3) 通常業務の再開	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村の通常業務が再開、災害時公衆衛生活動の割合の減少

4 応援公衆衛生スタッフの要請（県内相互の応援）

応援公衆衛生スタッフ要請のフローチャートを図7に示す。

- (1) 被災市町村は、被災市町村のみで公衆衛生活動が困難と判断した場合は、県災害対策本部地方支部（総合事務所福祉保健局等）に応援要請を行う。被災市町村のみで判断が困難な場合は、県災害対策本部地方支部（総合事務所福祉保健局等）に協力を依頼する。
- (2) 被災市町村（県災害対策本部地方支部（総合事務所福祉保健局等）経由）からの要請を受け、県災害対策本部（医療政策課）は、県、県内市町村又は関係団体で構成する必要な公衆衛生スタッフを編成する。併せて、県災害対策本部地方支部（総合事務所福祉保健局等）と協力して公衆衛生活動に必要な機材（移動車、照明等を含む。）、物品（表45を参照）の準備を行う。
- (3) 被災していない市町村は、「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき、公衆衛生スタッフによる応援を行う。応援の諾否については、県災害対策本部（医療政策課）に回答を行う。

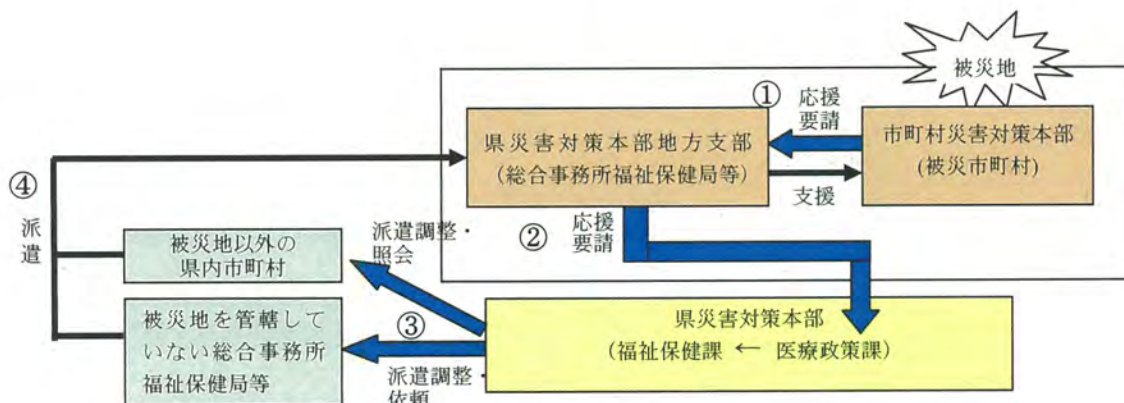


図7 応援公衆衛生スタッフ要請のフローチャート

5 派遣公衆衛生スタッフの要請（県外への派遣要請）

派遣公衆衛生スタッフ要請のフローチャートを図8に示す。

- (1) 県内市町村に応援要請を行っても被災市町村の公衆衛生活動への対応が困難な場合は、県災害対策本部（福祉保健課）が、県外への派遣要請を行う。
 - ・被災状況に応じて、中国・四国ブロック各県（災害相互応援協定締結県）、全国へ派遣要請を拡大させる。
 - ・照会・依頼方法については、厚生労働省と十分に協議する。
- (2) 県災害対策本部（福祉保健課）は、派遣公衆衛生スタッフの所属する自治体に派遣依頼日数、被災地状況、活動内容・必要物品等の派遣に必要な情報を提供する。

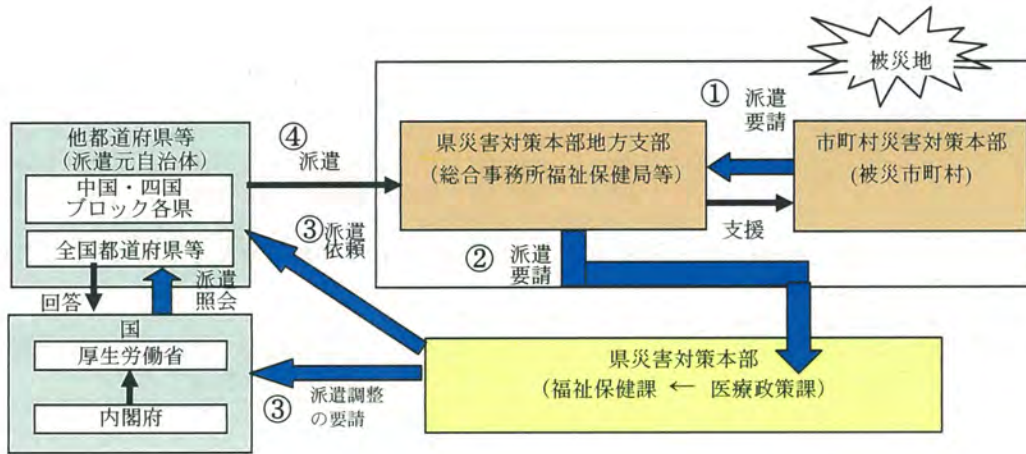


図8 派遣公衆衛生スタッフ要請のフローチャート

III 応援・派遣公衆衛生スタッフの配置等の活動体制の整備

1 役割分担及び体制整備

応援・派遣公衆衛生スタッフの配置等の活動体制整備における調整職員の派遣及び現地の活動体制を次に示す。(表37、38)

表37 調整職員の派遣等

機関	役割
厚生労働省	専門的助言及び調整のための職員の派遣
県災害対策本部（福祉保健課・医療政策課、環境立県推進課）	応援・派遣公衆衛生スタッフの調整等のために県災害対策本部地方支部（総合事務所福祉保健局等）等への職員の派遣
県災害対策本部地方支部（総合事務所福祉保健局等）	被災市町村における応援・派遣公衆衛生スタッフの受入体制の整備等のために被災市町村への職員の派遣
市町村災害対策本部（被災市町村）	応援・派遣公衆衛生スタッフの受入れ体制の整備・調整

表38 現地における活動体制の整備

(1) 応援・派遣公衆衛生スタッフ配置計画表の作成（避難所・地区活動等への配置）	(1) どの避難所に優先して公衆衛生スタッフを配置するか、検討を行う。 【例示】 ・被災規模の大きい地域（避難生活が長期化する恐れがある。） ・規模の大きい避難所 ・地域特性（高齢者が多い地域、要配慮者の状況）等 ・公衆衛生スタッフ等を配置しない避難所は、原則巡回による対応とする。 (2) 避難所の夜間対応について ・避難所等に応援・派遣公衆衛生スタッフが宿直する場合は、2班で交代体制をとる等、休息を確保する。 (3) 被災者の健康調査等の実施に必要な公衆衛生スタッフの配置
(2) 応援・派遣公衆衛生スタッフの連絡・報告等窓口に係る体制整備	(1) 連絡、報告の窓口は県災害対策本部地方支部（総合事務所福祉保健局等）とし、関係機関等との連携・調整を行う。ただし、継続支援が必要な被災者や地域の課題についての報告等の窓口は、被災市町村とする。
(3) 応援・派遣公衆衛生スタッフへのオリエンテーション	(1) オリエンテーション資料の準備を行う。（資料編 P7、8 参照） (2) 記録用紙等の用意を行う。（資料編 P15～37 帳票類参照）
(4) 応援・派遣公衆衛生スタッフへの依頼業務の調整	(1) 避難所・在宅被災者・被災自治体等職員の健康管理及び健康相談等・実施体制の調整を行う。
(5) ミーティングの実施（避難所職員、応援・派遣公衆衛生スタッフ）	【目的】 災害時公衆衛生活動の課題等の情報集約・共有と協議を行う。 【回数】 フェイズや公衆衛生活動状況に応じて実施する（毎日～週1回等） 【内容】 応援・派遣公衆衛生スタッフが実施する公衆衛生活動の内容と留意事項、保健医療福祉に関する情報提供（医療機関・福祉施設等の稼働状況、専門的な相談窓口等）、関係機関と連携等

(6) 応援・派遣公衆衛生スタッフの活動状況、フェイズの推移に伴う業務の整理	(1) フェイズごとに、活動状況をまとめ資料化する。
(7) 応援・派遣公衆衛生スタッフの交代・引継ぎ調整	(1) 同一自治体からの応援・派遣公衆衛生スタッフの交代については、各自治体内での引継ぎを依頼する。 (2) 他自治体との交代については、活動全体のオリエンテーションは県災害対策本部地方支部（総合事務所福祉保健局等）が行い、担当業務については、前担当自治体の公衆衛生スタッフから引継ぎを依頼する。
(8) 応援・派遣公衆衛生スタッフから市町村公衆衛生スタッフへの引継ぎの調整	(1) 派遣終了時に、継続的な支援が必要な被災者や地域の課題についての引継ぎを受ける。
(9) 災害時公衆衛生活動（中間）報告会の開催	(1) 応援・派遣公衆衛生スタッフの活動状況や地域の課題を共有し、被災地の公衆衛生活動を充実させるため報告会を開催する。

2 応援・派遣公衆衛生スタッフの業務

被災者及び被災自治体等職員に対する直接的支援を主とし、被災自治体から出される依頼に基づき、公衆衛生スタッフの専門性を発揮した自己完結型の活動を原則とする。（表 39）

表 39 応援・派遣公衆衛生スタッフに依頼する主な業務及び活動内容

区分	主な業務及び活動内容
被災者等への直接的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・フェイズ毎に変化する健康ニーズに臨機応変に対応した公衆衛生活動 ・避難所における健康管理 ・全戸訪問による健康ニーズ調査 ・仮設住宅入居者に対する健康状況把握のための訪問 ・被災自治体等の職員の健康管理 ・通常業務への従事 等
県災害対策本部地方支部（総合事務所福祉保健局等）の調整機能強化のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、関係機関団体との連絡調整（できるだけ被災地の地理的状況や保健福祉の状況に詳しい応援公衆衛生スタッフを配置する。） ・応援・派遣公衆衛生スタッフの活動調整 ・情報収集分析、統計処理、資料作成等の事務
県災害対策本部（福祉保健課・医療政策課）の企画調整機能強化のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定や公衆衛生活動計画立案に係る支援（災害対応経験のある都道府県の公衆衛生スタッフや専門家の派遣を要請する。）

3 フェイズに応じた関係機関の役割と公衆衛生活動

フェイズに応じた関係機関の役割と具体的活動について次に示す。(表 40)

表 40 フェイズ毎の各機関の具体的な活動

フェイズ0 初動体制の確立（災害発生後 24 時間以内）		
県災害対策本部		
県 医 療 救 護 対 策 本 部 と 連 携	(福祉保健課) 1 施設設備の安全確保と執行体制の起動 通常業務の中止・延期等について検討 2 可能な限りの情報収集に努め、災害の規模を想定した公衆衛生活動の方針（県内外の応援の必要性等）を決定 3 県災害対策本部地方支部（総合事務所福祉保健局等）からの報告をまとめ、県災害対策本部（危機管理局）へ報告 4 被災地域における公衆衛生スタッフの確保 (1) 災害規模・被災状況等に応じ、県内及び県外公衆衛生スタッフの派遣要請・調整（県内公衆衛生スタッフ（保健師）の派遣要請・調整は、医療政策課が所管） (2) 部内及び県災害対策本部（危機管理局）と協議、受入れ体制の整備 (3) 厚生労働省等関係機関との調整	
	(医療政策課) 1 情報管理と災害規模を想定した公衆衛生活動方針案の作成 (1) 情報を多角的に収集し、災害規模、被災状況、関係機関のニーズ等を把握 (2) 初動時の公衆衛生スタッフの業務稼働状況の把握、応援の要否、初動体制の整備を含めた公衆衛生活動計画を立案 2 保健師等動員計画の作成	
	(健康政策課) 1 想定健康課題に対する保健指導に係る資料提供 2 感染症患者等への医療提供、患者等の移送方法の検討	
	(医療指導課) 1 毒物劇物製造施設の被災状況調査、飛散流出防止対策及び危害発生の防止の検討	
	(障がい福祉課) 1 災害精神保健医療情報システム（DMHISS）の起動 2 精神科医療機関、精神障がい者の被災状況の情報収集 3 こころのケアチーム等の派遣調整	
	(環境立県推進課) 1 県公衆衛生スタッフの派遣要請・調整 2 部内及び県災害対策本部（危機管理局）との連絡調整、他部局との調整	
	(水・大気環境課) <上水道> 1 上水道施設の被害状況調査 2 応急給水の広域的支援の検討・要請 <下水道> 1 下水道施設の被害状況調査 2 市町村からの仮設トイレ設置応援要請に基づくトイレ手配等の措置	
	(循環型社会推進課) 1 被災地のごみ、し尿、収集体制の情報収集、広域的支援の検討	
	(くらしの安心推進課) 1 火葬場施設の被害状況調査 2 柩及びドライアイス等、葬祭資材の確保及び調整（県と県葬祭業協同組合等との「災害時における埋葬に必要な物資の調達等に関する協定」に基づく）	
	県災害対策本部地方支部（総合事務所福祉保健局等）	
	県 医 療 救 護 対	1 施設設備の安全確保と執行体制の起動 通常業務の中止・延期等について検討 2 情報収集と支援方法の決定 情報収集のため、必要に応じて公衆衛生スタッフを現地に派遣 (1) 管内の被災状況の把握 医療・保健・福祉関係施設、食品関係施設・特定動物飼育施設、し尿処理施設・ごみ処理施設の被害状況・被災の全体像の把握

策支 部 と 連 携	(2) 被災市町村の状況把握 被災の全体像の把握・避難所・救護所の設置状況・ライフラインの被害状況等
	3 被災市町村の公衆衛生活動状況の把握 保健センター等拠点施設の被災状況、職員の稼働状況、不足している医薬品・物品等
	4 人的支援の調整と派遣等 被災市町村公衆衛生活動の支援、避難所、救護所の要請に応じた派遣を検討
	5 緊急を要するケースの安否確認（総合事務所福祉保健局（東部圏域においては東部福祉保健事務所）の担当するケース） 人工呼吸器、吸引器、在宅酸素等を利用している難病患者、長期療養児等
	6 県災害対策本部（医療政策課、環境立県推進課）への報告と応援要請
	7 公衆衛生関係（食品、動物、感染症等）相談窓口の設置
	8 感染症・食中毒予防など公衆衛生活動に関する情報発信
	9 毒物劇物製造施設の被災状況調査、飛散流出防止対策及び危害発生の防止
	10 応急飲料水の衛生指導

被災市町村

1 施設設備の安全確保と執行体制の起動 通常業務の中止・延期等について検討
2 情報収集
3 被災者の安全確保・救急対応
4 可能な限りの情報収集に努め、災害の規模を想定した公衆衛生活動の方針を決定 被災市町村だけでは方針等の決定が難しい場合は、県災害対策本部地方支部（総合事務所福祉保健局等）に協力を依頼
5 必要に応じて、県に応援・派遣公衆衛生スタッフ要請

救命・救護	避難所	自宅滞在者
1 救護所の設置・運営に参画 ・DMATや救護活動と公衆衛生活動の連携	1 避難者の健康管理及び処遇調整 (1) 要配慮者等 ・健康状況の把握 ・安全確保（安全な居場所の確保等） ・処遇調整（介護保険施設、福祉避難所への移動等） (2) 一般被災者 ・健康状況の把握、健康相談実施 ・健康上の問題がある者への支援（医療・福祉サービス調整等） (3) 避難者の健康状況に応じて、夜間の健康管理（宿直等）の実施及び有症者用の個室の確保を検討	1 要配慮者の安否確認（各担当部署との連携） (1) 訪問、電話等による確認 (2) 救護所、避難所、医療機関、消防署等との連携による避難誘導及び処遇調整
2 救護所設置、避難所設置について、住民に周知	2 衛生管理及び環境整備	
3 医療機関の被害状況や診療状況の把握	3 食事・栄養補給 (1) 主食、水分補給、代替食の検討	
	4 避難所設置運営担当部署との連携 (1) 生活用品の確保（衛生管理や健康管理上必要な物品に留意） (2) 避難者のプライバシーの確保（取材等に対しては、窓口を設け対応する。） (3) 住民不安への対応	

フェイズ1 緊急対策（災害発生後 72 時間以内）

県災害対策本部

県医療救護対策本部と連携	(福祉保健課)
	1 情報収集及び公衆衛生活動の方針（県内外の応援の必要性等）を決定
	2 県災害対策本部地方支部（総合事務所福祉保健局等）からの報告をまとめ、県災害対策本部会議へ報告
	3 被災地域における公衆衛生スタッフの確保 (1) 災害規模・被災状況等に応じ、県内及び県外公衆衛生スタッフの派遣要請・調整（フェーズ0と同じ） (2) 部内及び県災害対策本部（危機管理局）と協議、受入れ体制の整備 (3) 厚生労働省等の関係機関との調整、必要に応じて専門家の派遣を要請
	4 厚生労働省所管補助施設災害復旧費に関する国との連絡調整
	(医療政策課)
	1 被災地の状況把握と健康課題の分析と公衆衛生活動計画の立案 (1) 情報の多角的な収集、災害規模、被災状況、関係機関のニーズ等の把握 (2) 初動時の公衆衛生スタッフの業務稼働状況の把握、応援の要否、初動体制の整備を含めた公衆衛生活動計画の立案
	2 保健師等の派遣に関する派遣調整・派遣準備・派遣者への説明
	3 保健師等が現地で活動するための体制整備
	4 必要物品等の整備
(健康政策課)	
1 現地情報の確認と保健活動全体の調整	
2 感染症患者等への医療提供、患者等の移送の実施	
3 防疫活動に関する職員の配置、動員計画検討 応援人数把握、患者発生情報の収集、消毒方法等の指示、防疫資材の在庫確認（市町村へ調査）、発病状況の調査、検体採取、被災地区の家屋、避難場所等の消毒指導	
4 防疫資材に関する広域的支援の要請	
(障がい福祉課)	
1 被災地の状況把握と精神保健医療課題分析、精神保健医療計画策定支援	
2 災害精神保健医療情報システム（DMHISS）による情報管理、報告	
3 精神科医療機関、精神障がい者の被災状況の情報収集	
4 こころのケアチーム等の派遣調整	
(環境立県推進課)	
1 県公衆衛生スタッフの派遣要請・調整	
2 部内及び県災害対策本部（危機管理局）との連絡調整、他部局との調整	
(水・大気環境課)	
<上水道>	
1 上水道施設の被害状況調査	
2 応急給水の広域的支援の検討・要請	
3 上水道施設応急復旧の広域的支援の検討・要請及び災害復旧対策	
4 厚生労働省所管補助施設災害復旧費に関する国との連絡調整	
<下水道>	
1 下水道施設の被害状況調査	
2 市町村からの仮設トイレ設置応援要請に基づくトイレ手配等の措置	
3 下水道施設応急復旧の広域的支援の検討・要請及び災害復旧対策	
4 国土交通省所管河川等災害復旧事業費に関する国との連絡調整	
(循環型社会推進課)	
1 被災地のがれき類、粗大ごみの発生状況及び仮置き場の確保状況	
2 広域処理協定団体との連絡調整、支援要請	
(くらしの安心推進課)	
1 食品衛生班の編成及び派遣の検討・要請 応援人数把握及び衛生指導、避難所における食品衛生の指導、備蓄食品及び救援食品の衛生指導、被災地域の食品関係営業施設及び給食施設の衛生指導	
2 動物愛護管理班の編成及び派遣の検討 応援人数把握及び衛生指導、動物救護活動に関する動物愛護関係団体、市町村等との連絡調整、（一社）緊急災害時動物救援本部の協力を受けて現地本部の開設の検討、避難所における動物管理の指導、被災地域の特定動物許可施設の動物管理指導	
3 火葬に関する広域的支援の検討・要請	
4 遺体輸送のための霊柩車等の確保及び調整（県と県葬祭業協同組合等との「災害時における埋葬に必要な物資の調達等に関する協定」に基づく）	

県災害対策本部地方支部（総合事務所福祉保健局等）

<p>県 医 療 救 護 対 策 支 部 と 連 携</p>	<p>1 情報収集と支援方針の決定 (1) 被災市町村の活動状況把握の継続及び支援 ①公衆衛生関係施設の被害状況に応じて、公衆衛生スタッフを派遣して現地で調整 ②市町村と協議の上、活動の方向性や役割を確認し、支援の方針を決定 ③被災市町村公衆衛生活動計画作成の支援 (2) 外部への派遣要請 ①外部への派遣要請の調整 ②応援・派遣公衆衛生スタッフの配置計画やオリエンテーション等の準備 ③専門ボランティアの派遣依頼と調整（看護ボランティア等） (3) 県災害対策本部（医療政策課、環境立県推進課）への情報提供・報告及び調整</p> <p>2 救命・救護 (1) 救護所や避難所の運営支援、衛生管理の確認 (2) 避難所の健康管理状況の把握と適正な運営に向けた調整</p> <p>3 安否確認（担当ケース） (1) 電話及び訪問による安否確認及び把握された問題に対する支援の実施 (2) 担当ケースへの医療機関情報（病院機能の状況、治療薬の確保方法）及び交通情報の提供</p> <p>4 公衆衛生関係（食品、動物、感染症等）相談窓口の業務開始</p> <p>5 感染症・食中毒予防など公衆衛生活動に関する情報発信</p> <p>6 廃棄物に関する相談窓口の設置</p> <p>7 災害廃棄物保管場所の現地確認、処理状況把握</p> <p>8 応急飲料水の衛生指導</p>
--	---

被災市町村

<p>1 情報収集 2 災害時公衆衛生活動の方針の決定 3 通常業務の調整（中止・延期） 4 関係機関との調整（応援・派遣要請等） 5 保健・医療関係派遣職員及び保健・医療ボランティアの調整 6 避難所等の仮設トイレの設置 7 要配慮者に配慮した居場所の確保</p>
--

救命・救護	避難所	自宅滞在者
<p>1 救護所運営への参画・協力 2 要医療者への継続支援・慢性疾患患者の医療の確保と継続支援（例） ・糖尿病 ・狭心症、心筋梗塞 ・高血圧 ・精神疾患 ・人工透析 ・在宅酸素 ・人工呼吸器装着 ・がん ・ストーマ保有 等</p>	<p>1 避難者の健康管理及び処遇調整 (1) 要配慮者 ・安全確保（安全な居場所の確保等） ・処遇調整（介護保険施設、福祉避難所への移動等） ・医療、福祉サービス等の調整 (2) 一般被災者 ・健康相談実施（日中不在者のため、夕方・夜間も実施） (3) 避難者の健康状況に応じて、夜間の健康管理（宿直等）の実施及び有症者用の個室の確保を検討</p> <p>2 健康教育の実施 (1) 感染症の予防 (2) エコノミークラス症候群の予防 (3) 生活不活発病予防 (4) こころの健康 等</p> <p>3 食事・栄養補給、歯科口腔保健 (1) 炊き出しの実施検討 (2) 巡回栄養相談 (3) 口腔衛生に関する支援</p> <p>4 保健医療福祉に関する情報提供 5 衛生管理及び環境整備 6 避難所設置運営担当部署との連携 (1) 生活用品の確保 (2) 避難者のプライバシーの確保 (3) 住民の不安への対応</p>	<p>1 要配慮者の安否確認（各担当部署との連携） (1) 避難誘導及び処遇調整 (2) 医療の継続支援</p> <p>2 健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施 (1) 必要に応じて継続支援 (2) 医療機関、専門機関等との処遇調整</p> <p>3 保健医療福祉に関する情報提供 (1) 感染症の予防 (2) エコノミークラス症候群の予防 (3) 生活不活発病予防 (4) こころの健康等</p> <p>4 健康福祉ニーズ調査のための検討及び準備 (1) 健康調査等の実施方法の検討（目的、項目、時期、従事者、調査用紙の作成等） (2) 調査によって把握された要配慮者へのフォローについての検討</p>

フェイズ2 応急対策（概ね4日目から1、2週間）

県災害対策本部

県医療救護対策本部と連携

（福祉保健課）

- 1 公衆衛生活動の方針（県内外の応援の必要性等）の見直し
- 2 広域的、総合的な災害に関する情報収集及び被災地への提供
- 3 活動推進に必要な予算措置
- 4 厚生労働省所管補助施設災害復旧費に関する国との連絡調整

（医療政策課）

- 1 被災地の状況把握と健康課題の分析と公衆衛生活動計画の見直し
 - (1) 現地との情報確認・報告・助言、全体情報の整理、公衆衛生活動全体の調整、各会議・機関への情報開示
 - (2) 必要に応じて被災地に出向き、公衆衛生活動状況を把握し、活動上の課題の整理・明確化を図り、継続的に活動ができるよう、初期計画を見直し。
- 2 応援・派遣公衆衛生スタッフの動員計画の見直し
随時、動員計画を見直し、必要に応じて動員計画を変更
- 3 必要物品等の見直し
- 4 職員の健康管理（現地の職員及び応援者・派遣者）

（健康政策課）

- 1 感染症患者等への医療提供、患者等の移送の実施
- 2 防疫活動に関する職員の配置、動員計画検討
応援人数把握、患者発生情報の収集、消毒方法等の指示、防疫資材の在庫確認（市町村へ調査）、発病状況の調査、検体採取、被災地区の家屋、避難場所等の消毒指導
- 3 防疫資材に関する広域的支援の要請

（障がい福祉課）

- 1 被災地の状況把握と精神保健医療課題分析、精神保健医療計画策定
- 2 災害精神保健医療情報システム（DMHISS）による情報管理、報告
- 3 精神科医療機関、精神障がい者等の被災状況の情報収集
- 4 こころのケアチーム等の派遣調整

（環境立県推進課）

- 1 県公衆衛生スタッフの動員計画見直しに伴う派遣調整
- 2 部内及び県災害対策本部（危機管理局）との連絡調整、他部局との調整

（水・大気環境課）

<上水道>

- 1 上水道施設の被害状況調査
- 2 応急給水の広域的支援の検討・要請
- 3 上水道施設応急復旧の広域的支援の検討・要請及び災害復旧対策
- 4 厚生労働省所管補助施設災害復旧費に関する国との連絡調整

<下水道>

- 1 下水道施設の被害状況調査
- 2 市町村からの仮設トイレ設置応援要請に基づくトイレ手配等の措置
- 3 下水道施設応急復旧の広域的支援の検討・要請及び災害復旧対策
- 4 国土交通省所管河川等災害復旧事業費に関する国との連絡調整

（循環型社会推進課）

- 1 被災地のがれき類、粗大ごみの発生状況の情報収集、広域支援に係る連絡調整

（くらしの安心推進課）

- 1 食品衛生班の編成及び派遣の検討・要請
応援人数把握及び衛生指導、避難所における食品衛生の指導、備蓄食品及び救援食品の衛生指導、被災地域の食品関係営業施設及び給食施設の衛生指導
- 2 動物愛護管理班の編成及び派遣の検討
応援人数把握及び衛生指導、動物救護活動に関する動物愛護関係団体、市町村等との連絡調整、（一社）緊急災害時動物救護本部の協力を受けて現地本部の開設、避難所における動物管理の指導、被災地域の第1種及び第2種の動物取扱業の動物管理の指導、被災地域の特定動物許可施設の動物管理指導
- 3 火葬に関する広域的支援の検討・要請
- 4 遺体輸送のための霊柩車等の確保及び調整（県と県葬祭業協同組合等との「災害時における埋葬に必要な物資の調達等に関する協定」に基づく）
- 5 生活衛生営業施設の衛生確保の指導

県災害対策本部地方支部（総合事務所福祉保健局等）

県医療救護対策支部と連携	1 市町村災害時公衆衛生活動への支援と情報収集
	(1) 公衆衛生活動計画の実施・変更・評価等への支援
	(2) 応援・派遣公衆衛生スタッフの調整等
	①公衆衛生活動に必要な公衆衛生スタッフの確保状況の確認、必要に応じて公衆衛生スタッフの派遣要請等に関する助言の実施
	②応援・派遣公衆衛生スタッフの配置計画の作成等、活動体制整備
	③応援・派遣公衆衛生スタッフのオリエンテーションの実施
	④応援・派遣公衆衛生スタッフへの依頼業務の調整
	⑤ミーティング（避難所職員・派遣公衆衛生スタッフ）等による情報共有と検討事項の協議
	(3) 公衆衛生活動の実施 避難所における公衆衛生活動、在宅被災者の健康状況把握、災害により中断した業務への支援
	(4) 災害時公衆衛生活動状況の集計・資料化
2 県災害対策本部（医療政策課、環境立県推進課）への情報提供・報告及び調整	
3 こころのケア対策 こころのケアチーム等と連携した活動の実施（広報、相談体制の確保、継続支援）	
4 ライフラインの状況等の情報収集	
5 公衆衛生関係（食品、動物、感染症等）相談窓口の継続	
6 感染症・食中毒予防など公衆衛生活動に関する情報発信	
7 （一社）緊急災害時動物救援本部の協力を受けて現地本部の開設	
8 廃棄物相談窓口の継続	
9 災害廃棄物保管場所の現地確認等継続	
10 飲料水の衛生指導	

被災市町村

1 情報収集
2 公衆衛生活動計画の実施・評価、経過に応じた見直し
3 中止している通常業務の再開に向けた調整
4 保健・福祉・医療・介護関係の派遣職員やボランティアの撤退に向けての調整
5 支援者・職員の健康管理（休息の確保、健康相談、必要に応じ早期受診勧奨）

救命・救護	避難所	自宅滞在者
1 救護所運営への支援	1 避難者の健康管理及び処遇調整	1 要配慮者や健康問題がある者への支援
2 救護所の継続体制や撤退時期検討への参画	(1) 要配慮者等	(1) 医療の継続支援
(1) 医師会・関係機関等と協議・検討	・安全確保及び処遇調整	(2) 生活再建の支援調整等
(2) 24時間体制の必要性の検討	・避難所から仮設住宅・自宅等に移る準備に向けての処遇調整	2 健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施
(3) 救護所撤退後の医療供給体制（受入れ可能な医療機関）の確認と住民への周知	(2) 一般被災者	3 保健医療福祉に関する情報提供
	・健康相談実施（日中不在者のため、必要に応じて夕方・夜間に実施）	4 こころのケア対策
	2 健康教育の実施	(1) チラシ等による周知
	(1) 感染症の予防	(2) 相談窓口の周知
	(2) エコノミークラス症候群の予防	(3) 専門機関と連携した相談の実施
	(3) 生活不活発病予防 等	5 健康福祉ニーズ調査
	3 食事・栄養補給、歯科口腔保健	(1) 調査等の実施
	(1) 弁当・炊き出し（タンパク質、ビタミン不足への対応）	(2) 調査により発見された健康上の問題がある者等への支援、医療等関係機関との調整等
	(2) 栄養教育（食事づくりの指導等）	
	(3) 歯科医療、衛生物品の確保、口腔保健相談等に関する支援	
	4 保健医療福祉に関する情報提供	
	5 衛生管理及び環境整備	
	6 避難所設置運営担当部署との連携	
	(1) 生活用品の確保	
	(2) 避難者同士のプライバシーの確保	
	(3) 住民不安への対応	
	7 こころのケア対策	
	(1) チラシ等による周知	
	(2) 相談窓口の周知	
	(3) 専門機関との連携	
	(4) 専門スタッフによる相談の実施	

フェイズ3 応急対策（概ね1、2週間から1、2か月）

県災害対策本部

県 医 療 救 護 対 策 本 部 と 連 携	(福祉保健課)
	1 情報収集及び中長期公衆衛生活動方針の決定
	2 広域的、総合的な災害に関する情報収集及び被災地への提供
	3 活動推進に必要な予算措置
	(医療政策課)
	1 情報収集により被災後の推移、被災地の動向等を総合的に判断し、中長期的公衆衛生活動計画の立案
	2 被災地の状況把握と健康課題の分析と公衆衛生活動計画の見直し
	(1) 現地との情報確認・報告・助言、全体情報の整理、公衆衛生活動全体の調整、各会議・機関への情報開示
	(2) 必要に応じて被災地に出向き、公衆衛生活動状況を把握し、活動上の課題の整理・明確化を図り、中長期的公衆衛生活動計画を立案
	3 応援・派遣公衆衛生スタッフの動員計画の見直し
	中長期的公衆衛生活動計画に基づき動員計画を見直し、必要に応じ動員計画を変更
	4 必要物品等の見直し
	(健康政策課)
	1 感染症患者等への医療提供、患者等の移送の実施
2 防疫活動に関する職員の配置、動員計画検討	
応援人数把握、患者発生情報の収集、消毒方法等の指示、防疫資材の在庫確認（市町村へ調査）、発病状況の調査、検体採取、被災地区の家屋、避難場所等の消毒指導	
3 防疫資材に関する広域的支援の要請	
(障がい福祉課)	
1 被災地の状況把握と精神保健医療課題分析、精神保健医療計画の見直し	
2 災害精神保健医療情報システム（DMHISS）による情報管理、報告	
3 精神科医療機関、精神障がい者等の情報収集	
4 こころの健康状況の把握	
5 こころのケアチーム等の派遣調整	
(環境立県推進課)	
1 県公衆衛生スタッフの動員計画見直しに伴う派遣調整	
2 部内及び県災害対策本部（危機管理局）との連絡調整、他部局との調整	
(水・大気環境課)	
<上水道>	
1 上水道施設応急復旧の広域的支援の検討・要請及び災害復旧対策	
<下水道>	
1 下水道施設応急復旧の広域的支援の検討・要請及び災害復旧対策	
(循環型社会推進課)	
1 被災地のがれき類、粗大ごみの発生状況の情報収集、広域支援に係る連絡調整	
(くらしの安心推進課)	
1 食品衛生班の編成及び派遣の検討・要請	
応援人数把握及び衛生指導、避難所における食品衛生の指導、備蓄食品及び救援食品の衛生指導、被災地域の食品関係営業施設及び給食施設の衛生指導	
2 動物愛護管理班の編成及び派遣の検討	
応援人数把握及び衛生指導、動物救護活動に関する動物愛護関係団体、市町村等との連絡調整、（一社）緊急災害時動物救援本部の協力を受けて現地本部の運用、避難所における動物管理の指導、被災地域の第1種及び第2種の動物取扱業の動物管理の指導、被災地域の特定動物許可施設の動物管理指導	
3 生活衛生営業施設の衛生確保の指導	

県災害対策本部地方支部（総合事務所福祉保健局等）

県 医 療 救 護 対 策 支	1 市町村災害時公衆衛生活動への支援と情報収集（フェイズ2と同じ）
	(1) 公衆衛生活動計画の実施・変更・評価等への支援
	(2) 応援・派遣公衆衛生スタッフの調整等
	中間報告会、災害時公衆衛生活動報告会の開催
(3) 公衆衛生活動の実施	
(4) 災害時公衆衛生活動状況の集計・資料化	
2 県災害対策本部（医療政策課、環境立県推進課）への情報提供・報告及び調整	
3 こころのケア対策（フェイズ2と同じ）	
4 支援者・職員（避難所等で被災者への支援活動を行う者）の健康管理	

部 と 連 携	5	管内市町村との定期的な連絡会議等の開催（長期化する場合）
	6	ライフラインの状況等の情報収集
	7	公衆衛生関係（食品、動物、感染症等）相談窓口の継続
	8	感染症・食中毒予防など公衆衛生活動に関する情報発信
	9	（一社）緊急災害時動物救援本部の協力を受けて現地本部の運用
	10	廃棄物相談窓口の継続
	11	災害廃棄物保管場所の現地確認等継続
	12	飲料水の衛生指導

被災市町村

1	情報収集
2	中長期的公衆衛生活動計画の実施・評価、経過に応じた見直し
3	通常業務再開に向けての調整・再開
4	保健・福祉・医療・介護関係の派遣職員やボランティアの撤退に向けての調整
5	市町村内の関係機関連絡会議等の開催（長期化する場合）
6	支援者・職員の健康管理（休息の確保、健康相談、必要に応じ早期受診勧奨）

救命・救護	避難所	自宅滞在者
1 救護所運営への支援 2 救護所の継続体制や撤退時期検討への参画 (1) 医師会・関係機関等と協議・検討 (2) 救護所撤退後の医療供給体制(受入れ可能な医療機関)の確認と住民への周知	1 避難者の健康管理及び処遇調整 (1) 要配慮者等 ・避難所から仮設住宅・自宅等に移る準備に向けての処遇調整 (2) 一般被災者 ・健康相談実施（必要に応じて夕方・夜間も実施） 2 健康教育の実施 (1) 感染症の予防 (2) エコノミークラス症候群の予防 (3) 生活不活発病予防 等 3 食事・栄養の対応、歯科口腔保健 (1) 巡回栄養指導、栄養教育 (2) 義歯の喪失、破損等歯科医受診に関する支援 4 保健医療福祉に関する情報提供 5 衛生管理及び環境整備 6 避難所設置運営担当部署との連携 (1) 生活用品の確保 (2) 避難者同士のプライバシーの確保 (3) 住民不安への対応 7 こころのケア対策 (1) チラシ等による周知 (2) 相談窓口の周知 (3) 専門機関と連携した相談の実施 8 仮設住宅入居者健康調査の検討及び準備 (1) 実施目的の明確化と共有 (2) 調査項目、時期、従事者、調査用紙等の検討と作成	1 要配慮者や健康問題がある者への支援（各担当部署との連携により実施） (1) 医療の継続支援 (2) 生活再建の支援調整 2 健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施 3 保健医療福祉に関する情報提供 4 こころのケア対策 (1) チラシ等による周知 (2) 相談窓口の周知 (3) 専門機関と連携した相談の実施 5 健康福祉ニーズ調査 (1) 調査等の実施 (2) 調査により発見された健康上の問題がある者等への支援、医療等関係機関との調整等

フェイズ4 復旧・復興対策（概ね1、2か月以降）

県災害対策本部

県医療救護対策本部と連携	(福祉保健課)
	1 情報収集により被災後の状況を総合的に判断し、必要に応じて中長期的公衆衛生活動方針の見直し
	2 広域的、総合的な災害に関する情報収集及び被災地への提供
	3 調査研究等への積極的な支援
	4 災害に関係した研修会、会議等の開催 市町村の活動状況の共有、情報交換の場を設け、今後の活動につなげる。
	(医療政策課)
	1 生活再建に重点をおいた活動支援計画の立案
	2 地域の保健・福祉活動への支援
	3 被災地域の公衆衛生・福祉活動のまとめと検証 フェイズに沿った災害活動や組織内対応、関係機関連携状況等の分析評価、活動のまとめ（報告書）の作成
	4 調査研究活動への支援
	(健康政策課)
1 感染症患者等への医療提供、患者等の移送の実施	
2 防疫活動に関する職員の配置、動員計画検討 応援人数把握、患者発生情報の収集、消毒方法等の指示、防疫資材の在庫確認（市町村へ調査）、発病状況の調査、検体採取、被災地区の家屋、避難場所等の消毒指導	
3 防疫資材に関する広域的支援の要請	
(障がい福祉課)	
1 被災地の状況把握と精神保健医療課題分析、精神保健医療計画策の見直し	
2 災害精神保健医療情報システム（DMHISS）による情報管理、報告	
3 こころの健康状況の情報収集	
4 こころのケアチーム等の派遣調整	
(環境立県推進課)	
1 部内及び県災害対策本部（危機管理局）との連絡調整、他部局との調整	
(水・大気環境課)	
<上水道>	
1 上水道施設応急復旧の広域的支援の検討・要請及び災害復旧対策	
<下水道>	
1 下水道施設応急復旧の広域的支援の検討・要請及び災害復旧対策	
(循環型社会推進課)	
1 被災地のがれき類、粗大ごみの発生状況の情報収集、広域支援に係る連絡調整	
(くらしの安心推進課)	
1 食品衛生班の編成及び派遣の検討・要請 応援人数把握及び衛生指導、避難所における食品衛生の指導、備蓄食品及び救援食品の衛生指導、被災地域の食品関係営業施設及び給食施設の衛生指導	
2 動物愛護管理班の編成及び派遣の検討 応援人数把握及び衛生指導、動物救護活動に関する動物愛護関係団体、市町村等との連絡調整、（一社）緊急災害時動物救援本部の協力を受けて現地本部の継続、避難所における動物管理の指導、被災地域の第1種及び第2種の動物取扱業の動物管理の指導、被災地域の特定動物許可施設の動物管理指導	
3 生活衛生営業施設の衛生確保の指導	

県災害対策本部地方支部（総合事務所福祉保健局等）

県医療救護対策支部と連携	1 長期的な視点に立った市町村災害時公衆衛生活動への支援
	2 公衆衛生活動のまとめと評価 災害時公衆衛生活動状況の集計・資料化
	3 県災害対策本部（医療政策課、環境立県推進課）への情報提供・報告及び調整
	4 支援者・職員（避難所等で被災者への支援活動を行う者）の健康管理
	5 管内市町村との定期的な連絡会議等の開催（長期化する場合）
	6 ライフラインの状況等の情報収集
	7 感染症・食中毒予防など公衆衛生活動に関する情報発信
	8 （一社）緊急災害時動物救援本部に協力を受けて現地本部の継続
	9 廃棄物相談窓口の継続
	10 災害廃棄物保管場所の現地確認等継続
	11 飲料水の衛生指導

被災市町村

- 1 情報収集
- 2 生活再建に重点を置いた公衆衛生活動計画の実施・評価、経過に応じた見直し
生活再建に必要な新たな活動のための施策化・予算措置
- 3 住民の健康管理及び新しい生活への支援
定期的な健康相談の開催、健康上の問題点について自治会等と協議、コミュニティづくりのへの支援
- 4 こころのケア対策
こころの問題を早期発見できる体制づくりと広報の活用
うつ傾向、閉じこもりがちの人を早期に把握し、孤立化しない対策の検討
- 5 通常業務再開に向けての調整・再開
- 6 保健・福祉・医療・介護関係の派遣職員やボランティアの撤退時期の検討・調整
- 7 市町村内の関係機関連絡会議等の開催（長期化する場合）
- 8 支援者・職員の健康管理（休息の確保、健康相談、必要に応じ早期受診勧奨）

救命・救護	仮設住宅	自宅滞在者
<p>1 通常の医療体制に移行</p>	<p>1 健康調査の実施及び必要な支援</p> <p>(1) 健康調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な者への継続支援、医療機関・専門機関と調整 <p>(2) 定期的な健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施</p> <p>2 要配慮者（一人暮らし高齢者、高齢者世帯等）の健康状況の把握</p> <p>(1) 健康課題の早期把握、生活状況の悪化や孤独死の予防</p> <p>(2) 保健推進員、訪問ボランティア、自治組織等による安否確認（声かけ訪問）等との連携</p> <p>3 こころのケア対策</p> <p>(1) 健康相談や講演会等の実施（うつ、アルコール依存症、PTSD等）</p> <p>4 入居者同士のコミュニティづくりの支援</p> <p>(1) 自治会長等の地域代表と健康問題や今後の活動等について話し合いを行う。 （具体的な活動例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅単位での自主活動への支援 ・乳幼児のあそびの広場や高齢者等のつどい ・高齢者への声かけ ・ボランティアの活用 等 <p>5 仮設住宅から自宅等に移る者への支援</p> <p>(1) 支援が必要な者について、処遇調整（保健、福祉、介護の相互の連携による）</p> <p>6 保健・医療・福祉に関する情報提供</p>	<p>1 要配慮者や健康問題がある者への支援 （各担当部署との連携により実施）</p> <p>(1) 医療の継続支援</p> <p>(2) 生活再建の支援調整</p> <p>2 健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施</p> <p>3 保健医療福祉に関する情報提供</p> <p>4 こころのケア対策</p> <p>5 新たな交流やコミュニティづくりの支援</p>